

大網ロータリークラブ

Club Weekly Bulletin

■クラブ創立：2000年1月13日
 ■例会日：毎週水曜日（12：30～13：30）
 ■例会場：中部コミュニティセンター TEL0475-73-3337 FAX73-4360
 ■事務所：〒299-3251 大網白里町大網450-6 ユアサビル2階 TEL0475-70-0200
 ■会長：宮間 文夫 幹事：大越 将司
 ■広報・公共イメージ向上委員会 委員長 石田 英世 副委員長 小高 徹



2018年10月10日(水)

第20巻第14号

通巻第874

http://www.oamirotary.com
 E-mail rc@oamirotary.com



インスピレーションになる

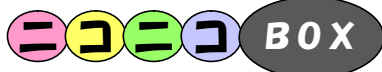
合同ガバナー公式訪問

<例会>

点 鐘 会長 宮間 文夫
 ソング 奉仕の理想
 唱 和 四つのテスト
 会長挨拶 会長 宮間 文夫
 幹事報告 幹事 大越 将司

<合同クラブ協議会>

開会挨拶
 茂原中央RC 荒井会長様
 各委員会活動発表



板倉 達夫 会員

お陰様で満83才になりました。

板倉 孝雄 会員

誕生日祝い、65才になります。

また、2日の東金法人会で賞品をもらいました。ニコニコです。

清宮 満巖 会員

誕生日プレゼントを頂きありがとうございます御座います。ニコニコです。

大塚 和良 会員

神戸に住んでいる友人が「又、千葉に住みたくなったので行くので宜しく！」とTELが入りました。なんか嬉しくてニコニコです。

例会日	10月3日	9月19日
会員数	31	31
出席	25	21
欠席	6	10
MU	0	1
免除	1	2
出席率	83.87	77.42

会長挨拶

宮間 文夫 会長



皆さんこんにちは。1週間が経つのがとても早く感じます。台風が日本列島に上陸しています。被害に遭われた方に、お見舞い申し上げます。沖縄行きもキャンセルになりました。そのお陰で晴れ間がありましたので、先日、新千葉ゴルフ場に久しぶりに行って参りました。1人でぶらっと行って来たのですが、たちばなアウト47、イン41の88でした。私が今の仕事につく前からですから、12、3年前でしょうか。当クラブのメンバーの方も多く参加しています。新千葉会に参加させていただいていました。各月のコンペでしたが、とても楽しかった思い出があります。

又、私の住んでいる堀川河口でバラバラ死体が発見されたそうです。ちょうど、孫達の運動会の日の朝でしたので、パトカーのサイレンがけたたましく我家の前を走っていましたが、そういう事件がありました。早く解決する事を望みます。大相撲貴乃花部屋がなくなってしまいました。元貴乃花親方の報道によって知る限りの生き様がなぜか、私の生き様とダブってしまいます。

本日は、元東京消防庁 高本清紀様から卓話をいただくという事で、よろしくお願い致します。会員の皆様におかれましては、ご自愛下さいませよう祈念いたしまして、挨拶と致します。ありがとうございました。

10月誕生祝・奨学金授与式



ナディーシャさん

卓話

元東京消防庁 高本 清紀 様



「防火・防災について（2号）」 1号・5/9（39号）

5. 高層ビルヘリコプター緊急離発着場の設置

建築基準法が昭和38年改正、建物の高さ制限31mが廃止され、無制限となった。昭和43年霞ヶ関ビル147m、36階建てが第一号で建設され、その後高層ビル群の乱立が進んだ。東京消防庁官内でもいろいろ検討がなされていた矢先、昭和63年5月ロスアンゼルスを超

第4回理事会報告

セミナー会議及び今後の行事予定

①米山奨学生・カウンセラー米山梅吉記念館訪問研修旅行

日時:2018年10月14日(日)~15日(月)
1泊2日の旅
宿泊先:富士河口湖温泉郷「湯けむり富士の宿 大池ホテル」
出席者:佐藤地区役員、石田カウンセラー、ナディーシャさん
会費:お一人30,000円 クラブ負担

②平成30年度大網白里市産業文化祭出店について

日時:2018年10月20日(土)9:30分開会
※雨天21日(日)
会場:大網白里市運動広場(南飯塚 477番地1)
バザー・慰労会 焼肉四季 会費制

③2018-19年度地区大会について

【大会第1日目】 会長、幹事出席
日時:2018年10月27日(土)於:ホテルザ・マンハッタン
12:30 登録開始 13:00 点鐘
RI 会長代理歓迎晩餐会 17:30~
1人17,000円
晩餐会出席 高山G補佐
【大会第2日目】 会長、幹事、会員出席
日時:2018年10月28日(日)於:ホテルニューオータニ幕張
8:30 登録開始 9:30 点鐘
懇親会欠席

④第42回RYLAセミナー

日時:2019年2月2日(土)~3日(日)
1泊2日
会場:岩井海岸 甚五郎 南房総市久枝582
参加者:斉藤幸男会員

<米山功勞寄付者>



- 板倉達夫会員 (写真中央)
第6回米山功勞者 (マルチプル)
- 清宮建治会員 (写真右)
第12回米山功勞者 (マルチプル)
- 石田英世会員
第1回米山功勞者

<財団寄付者 年次基金—シェア>

- 四之宮由己会員
- 高山義則会員
- 関谷清一会員

皆様のご寄付に感謝申し上げます。
ありがとうございました。

高層ビル「ファストインターステートビル」火災があり死者が発生し、マスコミの大報道があり、そこに注目し、東京消防庁から職員3名を派遣、実態調査を行いその結果を8月に全国消防長会議・マスコミに同時に発表、その結果、関係する総務省・建設省・運輸省(航空局)等がそれぞれの会議を実施し、ビル火災の課題としての消化方法・人命救助等についての対策に着手し、翌年国分寺市のビル屋上で第1号が運用した。

①緊急離発着場の確保(H)

建築物の屋上に航空消防活動を行うヘリコプター(緊急用ヘリ)が離発着する場所をいう。

現在79カ所が指定(病院屋上24カ所)されている。

②緊急救助用スペース(R)

建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。現在632カ所が指定されている。

《参考》平成29年10月東京都内で31m以上の建築物 17,957棟 60m以上 733棟 100m以上 461棟

6. 救急問題と救急救命士制度について

東京消防庁は、昭和11年救急車6台で業務を開始以来、いろいろ諸問題が山積し、昭和41年救急業務開始30年を迎え、東京消防庁救急業務懇話会を設置し、医学部大学教授、国・東京都、警視庁、法曹界、市民代表等をメンバーとして発足した。直近の課題、又は将来構想についての諮問を行い、1~2年間の検討を行い答申されている。昭和63年に「呼吸・循環不全に陥った傷病者に対する救急処置はいつかあるべきか。」を懇話会に諮問、平成元年12月に中間報告がなされた。内容は救急処置(二次救命処置)の拡大であり、それに伴う救急隊員の教育・訓練の在り方の方向性が示された。平成2年4月答申がなされマスコミ発表された。この答申により、医療の空白を埋めプレホスピタル・ケアの充実に向けてのマスコミのキャンペーン等で大反響となった。それと同時に国レベルでの検討会(自治省と厚生省)が実施、検討結果が報告され、新たな国家資格制度を創設する「救急救命士法案」が厚生省で立案され、平成3年3月に閣議決定し国会に提出、4月18日に本会議可決成立した。救急救命士法は4月23日に交付された。

○救急救命処置

- 1 半自動式除細動器による除細動
- 2 薬剤を用いた静脈路確保のための輸液
- 3 器具による気道確保

○救急隊員の行う応急処置の拡大(拡大9項目)

- 1 聴診器による心音・呼吸音の聴診
- 2 心電図伝送
- 3 耐震動圧力計による血圧測定
- 4 経鼻エアウェイによる気道確保
- 5 パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- 6 喉頭鏡・マギール鉗子による異物除去
- 7 在宅療法継続中の傷病者の処置の継続
- 8 ショックパンツによる血圧の維持等
- 9 自動式心マッサージ器による心マッサージ

○平成4年5月に第1回救急救命士国家試験が実施された。

7. 住宅火災警報器の設置義務化について

昭和40年代頃からいろいろな会議の中で住宅火災が多く、焼失面積・焼死者が増加し何とか減少させる方策はないかと議論が白熱していた。日本は歴史的に、消防法のもとで行政が行われ、一定規模以上の建物では、いろいろ規制があり、建築物の高さ・面積・階層・建築物の用途(勤務する人々の職種、不特定の人々が入り出す建物・防災弱者(病院・社会福祉)・宿泊施設等)・収容人員・形態・構造・無階層・地下街・地下室等によりきめ細かな法律があるが、一般の個人住宅は除外されている。

組織としては、市民に向けて新聞、テレビ、ラジオ、チラシ等で広報するとともに問題提起し、特に高齢者・弱者(病人、身体的に問題のある人、幼児)・アルコール中毒の疑われる家族のいる家庭においては、できれば住宅用スプリンクラー設備・煙感知器の設置及び防炎性を有する寝具(布団、マクラ)・衣類(パジャマ)・カーテン・ジュウタン等の使用をお願いしていた。消防署としては、一人暮らし、高齢者のいる家庭の防火診断の実施、及び春、秋の火災予防運動期間中は、町会の人と合同で家庭の中の火気を主体とした安全確認等を行っていた。しかし、平成時代に入ると毎年百人前後の焼死者が発生し、平成15年は高齢者が31人増の124人となり社会問題となった。そこで、数多くの意見を聞いた結果、ますます高齢化が進み木造住宅も数多くあることから、市民の協力を得て法規制化して対応していくこととし、各住戸に住宅用火災警報器を設置し、一秒でも早く火災の発生を知り人命安全・初期消火・延焼防止等を図る目的で火災予防条例(平成16年3月31日に制定)が公布された。その後、既存住宅についても平成22年4月1日から全国的に設置義務化され、現在に至っている。

8. 消防救助機動部隊の創設(平成8年)

1995年(平成7年)に発生した阪神・淡路大震災の教訓から通常の消防力では対応が困難なため、大規模災害事象に迅速に対応するため、高い機動性をする大型重機等を装備した消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の必要性が生じ創設した。多数の人命を救助する目的とした、スペシャリスト部隊で、あらゆる被害想定を考慮し条件を変えた訓練を行い救助技術の向上を期している。高度な救助技術・能力・特殊車両の資格等を有する隊員を任用している。

機動力として、①機動救助隊として救助車両、②機動特科隊として、生き埋めになった人達を救助する救助用重機(パワーシャベル)・災害現場で道路を切り開く道路啓開用重機(クレーン車・ブルドーザー)・大火災防御のため遠距離に大量の水を送水する遠距離大量送水装備車(スーパーポンパー)・危険物災害対応のための大型化学車・特殊化学車・屈折放水搭車・10トン水槽車・排煙高発泡車・資器材搬送車 ③機動救急救援隊として、ベッド8床を積載する応急救護所を兼ねた特殊救護車(スーパーアンビュランス)等の最新の装備で対応している。

※参考

現在東京消防庁が有する特殊部隊として、火災、交通事故、化学災害、水難事故、山岳事故、地震災害等から命を救うために消防救助機動部隊 5つの方面本部・航空消防救助機動部隊 2つの航空センター、特別救助隊24署・水難救助隊6署・山岳救助隊4署・化学機動中隊9署がある。

